

2026 年度

放送大学を利用して 学士（看護学）の 取得をめざすために

学士（保健衛生学）
の取得にも対応



保健医療分野の
専門職として働く方（例）

看護師

臨床検査技師

診療放射線技師

作業療法士

理学療法士 など

目次

- ① 学士の学位とは？
- ② 放送大学を卒業することと、学位授与機構を利用して学士の学位を取得することの違いは？
- ③ 学位授与機構の学位授与制度を利用するには？
- ④ 学位授与機構を利用して「学士(看護学)」または「学士(保健衛生学)」を取得するまでの流れは？
- ⑤ 学位授与機構を利用して学士の学位を取得するために必要な期間、単位数は？
- ⑥ 学位授与機構を利用して取得した学士は大学卒業資格か？
- ⑦ 大学卒業の学歴を取得するには？
- ⑧ 放送大学卒業・学士(教養)と学士(看護学)または学士(保健衛生学)の学位を両方取得するには？

学士(看護学)を取得する【第1区分】	6ページ
学士(看護学)を取得する【第2区分】	7ページ
放送大学で修得可能な科目	8ページ
放送大学に編入学して卒業を目指し、 学士(看護学)または学士(保健衛生学)も取得する	9ページ
学士(保健衛生学)を取得する 「検査技術科学」「放射線技術科学」	10ページ
学士(保健衛生学)を取得する 「理学療法学」「作業療法学」	11ページ
注意事項	12ページ
「基礎資格を有する者」に該当しなかった場合	13ページ

学士（看護学）の学位取得をめざす看護師の方をはじめ、学士（保健衛生学）の学位取得をめざす臨床検査技師・診療放射線技師・理学療法士・作業療法士のみなさまへ、学位授与制度の基本的なことと放送大学で修得できる科目をご説明しています。ぜひご覧いただき、ご自分の目標の設定と達成のためにお役立てください。

なお、学位授与制度そのものについては、大学改革支援・学位授与機構のウェブサイトにて十分にご確認ください。

まずは基本的なことについて確認してみましょう！

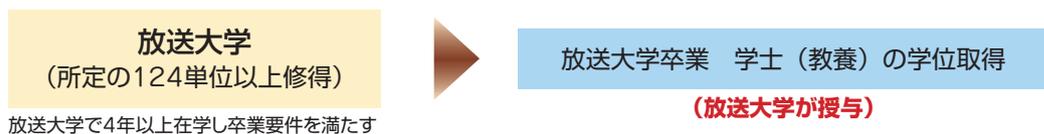
1 学士の学位とは？

“学士の学位とは、一般に、大学の学士課程（学部）を卒業した者に対して授与される公的な称号のことをいいます。わが国の大学の学士課程では、特定の専攻について専門の学芸を体系的に履修するとともに、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養することが求められています。つまり、**学士の学位は、このような能力を身につけたことの証として、大学によってその卒業者に授与されることが通例です**”と、独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構（以下を学位授与機構とする）の発行する「新しい学士への途」にあります。

2 放送大学を卒業することと、学位授与機構を利用して学士の学位を取得することの違いは？

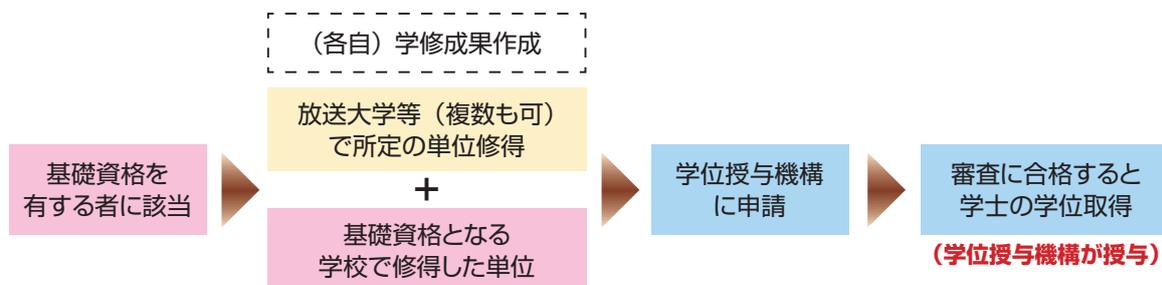
放送大学を卒業し学士（教養）を取得する

全科履修生として入学、4年以上在学し、所定の124単位以上を修得すると卒業です（編入学の場合の卒業要件は、学生募集要項をご覧ください）。卒業時に放送大学から学士（教養）の学位が授与されます。



学位授与機構を利用して学位を取得する

基礎資格を有する者※に該当した後、放送大学等（複数可）で所定の単位を修得し、「学修成果（レポート）」の作成をします。学位授与機構に申請、試験を受けて審査に合格することで、学位授与機構から学士の学位を授与されます。



この制度で得られる学士の学位は「文学」「工学」「法学」「経済学」など28の専攻分野があり、その一つとして「看護学」「保健衛生学」があります。

※基礎資格を有する者については次ページに詳しく記載されていますので必ずご確認ください。

3

【重要】学位授与機構の学位授与制度を利用するには？

以下の各項目のいずれかに該当する方（「基礎資格を有する者」といいます）が、学位授与制度を利用できます。いずれにも該当しない方は学位授与制度を利用することができませんのでご注意ください。

「基礎資格を有する者」

- (1) 短期大学を卒業した者（専門職大学の前期課程を修了した者を含む）
- (2) 高等専門学校を卒業した者
- (3) 大学の学生（※1）として2年以上在学し62単位以上を修得した者（※2）
- (4) 専門職大学の学生（※3）として2年以上在学し62単位以上を修得した者
- (5) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第58条の2（同法第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む）の規定により大学に編入学できるもの（以下「一定の要件を満たす高等学校等専攻科を修了した者」といいます）。この資格には、次の両要件を満たす者が該当します。
 - イ 修業年限が2年以上で、かつ、該当する次の文部科学大臣が定める基準を満たす課程を修了した者であること
 - ・ 高等学校の専攻科のうち、その課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準（平成28年文部科学省告示第63号）
 - ・ 特別支援学校の高等部の専攻科のうち、その課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準（平成28年文部科学省告示第64号）
 - ロ 学校教育法第90条に規定する（高等学校卒業等の）大学入学資格を有する者であること
- (6) 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができるもの。この資格には、次の両要件を満たす者が該当します。
 - イ 修業年限が2年以上で、かつ、課程修了に必要な総授業時数が1,700単位時間以上（単位制及び通信制の学科においては、課程修了に必要な総単位数が62単位以上）の課程を修了した者であること
 - ロ 学校教育法第90条に規定する（高等学校卒業等の）大学入学資格を有する者であること
- (7) 旧国立工業教員養成所または旧国立養護教諭養成所を卒業した者
- (8) 外国において学校教育における14年以上の課程を修了した者（※4）

※1 ここでいう大学の学生には、科目等履修生、特別の課程履修生及び大学院生を含みません。

※2 ここにおける「大学」には、学校教育法第108条に定められた大学（＝短期大学）を含みません。

※3 ここでいう専門職大学には、前期課程と後期課程に区分された専門職大学を含みません。また、専門職大学の学生には、科目等履修生及び特別の課程履修生を含みません。

※4 学位授与機構の定める要件に合致する学校教育の課程を修了していると認められるか確認します。確認に時間を要しますので、申請の前に学位授与機構にお問い合わせください。

○「基礎資格を有する者」に該当しているかどうかは、ご自分の出身校に確認してください。

○「基礎資格を有する者」に該当しなかった場合 ⇨ 2ページの7、または ⇨ 13ページへ

4

学位授与機構を利用して 学士（看護学）または学士（保健衛生学）を取得するまでの流れは？

「基礎資格を有する者」に該当するかどうかの確認!

- ・短期大学を卒業した者
- ・専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができる者
- ・一定の要件を満たす高等学校等専攻科を修了した者
(専門学校、高等学校等専攻科修了の方は出身校に確認が必要です)

基礎資格を有していると確認ができたら

大学等で単位を修得、学修成果（レポート）を作成する

学位授与機構に学位授与の申請をする（4月、10月の年2回）

試験を受ける（小論文 90分）

審査に合格する

学士（看護学）または学士（保健衛生学）の学位取得

5

学位授与機構を利用して学士の学位を取得するために必要な期間、単位数は？

- ・修業年限2年の短期大学を卒業した者
- ・修業年限が2年以上で、かつ、課程修了に必要な総授業時数が1,700単位時間以上（単位制及び通信制の学科においては、課程修了に必要な総単位数が62単位以上）の専修学校専門課程を修了した者
- ・一定の要件を満たす高等学校等専攻科を修了した者

第1区分・・・放送大学等で2年以上にわたって62単位以上を修得

- ・修業年限3年の短期大学を卒業した者
- ・修業年限が3年以上で、かつ、課程修了に必要な総授業時数が2,550単位時間以上（単位制及び通信制の学科においては、課程修了に必要な総単位数が93単位以上）の専修学校専門課程を修了した者

第2区分・・・放送大学等で1年以上にわたって31単位以上を修得

6

学位授与機構を利用して取得した学士は大学卒業資格か？

学位授与機構が授与する学位は、「大学が授与する学士の学位と実質的に全く同等であるといえます」と学位授与機構が発行する「新しい学士への途」にある通りです。

ただし、履歴書の学歴欄には『△△年□月 学士（看護学）の学位を取得 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構*』等と記入し、○○大学卒業などの記載は、特になくになります。

※学士の学位が授与された当時の機構の正式名称

7

大学卒業の学歴を取得するには？

放送大学で大学卒業を目指すことができます（高等学校卒業などの入学資格が必要）。放送大学に4年以上在学し、所定の単位を修得すれば、卒業と同時に学士（教養）の学位が取得できます。

短期大学卒業、専修学校専門課程及び一定の要件を満たす高等学校等専攻科等を修了した方は、2年次・3年次に編入学ができ、それらの学校で修得した単位は、大学卒業に必要な単位として認定されます。

履歴書には『放送大学教養学部教養学科〇〇コース卒業』と記載することができます。

8

放送大学卒業・学士（教養）と学士（看護学）または学士（保健衛生学）の学位を両方取得するには？

放送大学卒業・学士（教養）取得を目指しながら、同時に学位授与機構を利用して学士（看護学）や学士（保健衛生学）の学位取得を目指すことも可能です。（「基礎資格を有する者」であり、放送大学への編入学が可能であることが前提となります）

その場合は、まず放送大学に編入学し、卒業を目指します。コースは「生活と福祉」がおすすめです。同時に学士（看護学）または学士（保健衛生学）取得に必要な単位も修得していきます。

放送大学を卒業し学士（教養）を取得後、もし学士（看護学）または学士（保健衛生学）の申請に必要な単位が残っていれば、科目履修生等として再入学し、単位を修得してください。単位の修得後は、学修成果（レポート）を作成し、必要書類を揃えて学位授与機構に申請します。

※放送大学に全科履修生として在学したまま学位授与機構に申請することはできません。卒業前に申請する場合は、放送大学を一旦退学する必要があります。学士（看護学）または学士（保健衛生学）の学位を取得した後、放送大学に再入学して卒業を目指してください。

重要

学士（看護学）や学士（保健衛生学）の取得を目指す方は、学位授与機構が発行している「[新しい学士への途](#)」をよく読んで理解しておく必要があります。

また、学位授与機構へ申請する際は、[申請する年度の「学位授与申請書類」](#)を入手してください。

電子申請に必要な申請者ID、パスワード、その他各種様式の詳しい説明などが載っています。

「新しい学士への途」、「学位授与申請書類」は、学位授与機構のウェブサイトから入手することができます。

独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構

〒187-8587 東京都小平市学園西町1-29-1

電話 042-307-1550（管理部学位審査課）

9:00~12:00 13:00~17:00（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

※学位取得のための履修指導などは行っていませんのでご注意ください。

<https://www.niad.ac.jp>



さて、ご自分が目指すものは何か明確になってきました
でしょうか？

次に、目的別の事例をご紹介します。ご自分の当てはまる
ケースをご覧ください。

- ① 学士（看護学）を取得する
 - ⇒ 6ページ
第1区分
 - ⇒ 7ページ
第2区分
- ② 放送大学で修得可能な科目
 - ⇒ 8ページ
- ③ 放送大学に編入学して卒業を目指し、学士（看護学）
または学士（保健衛生学）も取得する
 - ⇒ 9ページ
- ④ 学士（保健衛生学）を取得する
 - ⇒ 10ページ
「検査技術科学」「放射線技術科学」
 - ⇒ 11ページ
「理学療法学」「作業療法学」
- ⑤ 「基礎資格を有する者」に該当しなかった場合
 - ⇒ 13ページ



学士（看護学）を取得する【第1区分】

第1区分に該当する方

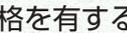
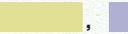
- 修業年限2年の短期大学を卒業
- 修業年限が2年以上で、かつ、課程修了に必要な総授業時数が1,700単位時間以上（単位制及び通信制の学科においては、課程修了に必要な総単位数が62単位以上）の専修学校専門課程を修了
- 一定の要件を満たす高等学校等専攻科を修了
（基礎資格を有する者に該当するかどうかを出身校にご自身で必ずご確認ください）

放送大学で2年以上にわたって62単位以上を修得する

準備する

出身校から I. 単位修得証明書、学位授与機構から II. 「新しい学士への途」 を入手します。

やってみる

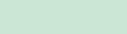
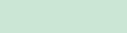
- ①入手した I. 単位修得証明書 に記載してある全ての単位を専門科目（A群）、専門科目（B群）、関連科目、専攻外科目の単位に分類します。その際、II. 「新しい学士への途」 の「整理番号31 看護学」にある専門科目の例を参考にして、ご自分で判断し分類してください。
- ②下記の表の基礎資格を有する者に該当する学校の修得単位（ の欄）に分類した単位数を入れます。
- ③次に下記の表の放送大学積み上げ単位（, ,  の欄）には、今後修得する単位数が入りますが、どの科目が放送大学で修得可能なのかは年度により変更になる可能性があります。

★8ページの「放送大学で修得可能な科目」を必ずご確認ください。

★申請者ご自身で事前確認ができるように、学位授与機構では、下記リンクの「単位修得状況等申告書（事前確認用）」の様式を準備されていますので、ご参照ください。

https://www.niad.ac.jp/n_gakui/other/juyoshiryou/shinseisho/

学位授与制度の詳しいことが分からない場合は、大学改革支援・学位授与機構にご相談ください。

	基礎資格を有する者に 該当する学校の修得単位	放送大学積み上げ単位	学位申請条件	
専門科目の単位 (A群)		1単位以上	16単位以上	40単位以上 (※1)
専門科目の単位 (B群)			16単位以上	
関連科目の単位			4単位以上(※2)	
小計		31単位以上 (専門科目の単位を含めて)	62単位以上	
専攻外科目の単位				
合計 (うち外国語の単位)		62単位以上	124単位以上 (外国語1単位以上が必須)	

合計で
24単位
以上

- ※1 専門科目(40単位以上)
[A群(講義・演習・実験科目)](16単位以上) 基礎・母性・小児・成人・老人・精神・地域看護学に関する科目
[B群(実習科目)](16単位以上) 看護学に関する実習科目
(上記区分のうち、基礎・母性・小児・成人看護学に関する科目を含むこと)
- ※2 関連科目(4単位以上)
医学、保健学、社会福祉学、医療情報科学に関する科目

学士（看護学）を取得する【第2区分】

第2区分に該当する方

- 修業年限3年の短期大学を卒業
- 修業年限が3年以上で、かつ、課程修了に必要な総授業時数が2,550単位時間以上（単位制及び通信制の学科においては、課程修了に必要な総単位数が93単位以上）の専修学校専門課程を修了（基礎資格を有する者に該当するかどうかを出身校にご自身で必ずご確認ください）

放送大学で1年以上にわたって31単位以上を修得する

準備する

出身校から I. 単位修得証明書、学位授与機構から II. 「新しい学士への途」 を入手します。

やってみる

- ①入手した I. 単位修得証明書 に記載してある全ての単位を専門科目（A群）、専門科目（B群）、関連科目、専攻外科目の単位に分類します。その際、II. 「新しい学士への途」 の「整理番号31 看護学」にある専門科目の例を参考にして、ご自分で判断し分類してください。
- ②下記の表の基礎資格を有する者に該当する学校の修得単位（ の欄）に分類した単位数を入れます。
- ③次に下記の表の放送大学積み上げ単位（, ,  の欄）には、今後修得する単位数が入りますが、どの科目が放送大学で修得可能なのかは年度により変更になる可能性があります。

★8ページの「放送大学で修得可能な科目」を必ずご確認ください。

★申請者ご自身で事前確認ができるように、学位授与機構では、下記リンクの「単位修得状況等申告書（事前確認用）」の様式を準備されていますので、ご参照ください。

https://www.niad.ac.jp/n_gakui/other/juyoshiryou/shinseisho/

学位授与制度の詳しいことが分からない場合は、大学改革支援・学位授与機構にご相談ください。

	基礎資格を有する者に 該当する学校の修得単位	放送大学積み上げ単位	学位申請条件	
			16単位以上	40単位以上 (※1)
専門科目の単位 (A群)		1単位以上	16単位以上	40単位以上 (※1)
専門科目の単位 (B群)			16単位以上	
関連科目の単位			4単位以上(※2)	
小計		16単位以上 (専門科目の単位を含めて)	62単位以上	
専攻外科目の単位				
合計 (うち外国語の単位)		31単位以上	124単位以上 (外国語1単位以上が必須)	

← 合計で24単位以上

- ※1 専門科目（40単位以上）
 [A群（講義・演習・実験科目）]（16単位以上） 基礎・母性・小児・成人・老人・精神・地域看護学に関する科目
 [B群（実習科目）]（16単位以上） 看護学に関する実習科目
 （上記区分のうち、基礎・母性・小児・成人看護学に関する科目を含むこと）
- ※2 関連科目（4単位以上）
 医学、保健学、社会福祉学、医療情報科学に関する科目

放送大学で修得可能な科目（2026年度）

放送大学で修得可能な科目「看護学」

「専門・関連科目」の区分		2026年度対応授業科目	科目区分
専門科目 (A群)	○基礎看護学に関する科目	看護学概説（'22）	生活と福祉コース（専門科目）
		基礎看護学（'24）	生活と福祉コース（専門科目）
		看護管理と医療安全（'24）	生活と福祉コース（専門科目）
		災害看護学・国際看護学（'26）	生活と福祉コース（専門科目）
	○母性看護学に関する科目	母性看護学（'26）	看護師資格取得に資する科目
	○小児看護学に関する科目	小児看護学（'22）	看護師資格取得に資する科目
	○成人看護学に関する科目	成人看護学（'24）	看護師資格取得に資する科目
	○老人看護学に関する科目	老年看護学（'25）	看護師資格取得に資する科目
	○精神看護学に関する科目	精神看護学（'25）	看護師資格取得に資する科目
○地域看護学に関する科目	地域・在宅看護論（'23）	生活と福祉コース（専門科目）	
(B群)	○看護学に関する実習科目		
関連科目	◇医学に関する科目	循環器の健康科学（'20）	生活と福祉コース（導入科目）
		運動と健康（'22）	基盤科目
		今日のメンタルヘルス（'23）	生活と福祉コース（専門科目）
		感染症と生体防御（'24）	生活と福祉コース（導入科目）
		公衆衛生（'24）	生活と福祉コース（専門科目）
		健康長寿のためのスポーツロジー（'24）	生活と福祉コース（導入科目）
		リハビリテーション（'25）	生活と福祉コース（専門科目）
		疾病の成立と回復促進（'25）	生活と福祉コース（導入科目）
		疾病の回復を促進する薬（'25）	生活と福祉コース（導入科目）
		がんを知る（'26）	生活と福祉コース（導入科目）
		精神疾患とその治療（'26）	生活と福祉コース（専門科目）
		人体の構造と機能（'26）	生活と福祉コース（導入科目）
		神経・生理心理学（'26）	心理と教育コース（専門科目）
		◇保健学に関する科目	健康への力の探究（'19）
	認知症と生きる（'21）		生活と福祉コース（専門科目）
	健康と社会（'23）		生活と福祉コース（導入科目）
	食と健康（'24）		生活と福祉コース（専門科目）
	睡眠と健康（'25）		生活と福祉コース（導入科目）
	食の安全（'25）		生活と福祉コース（専門科目）
	◇社会福祉学に関する科目	子どもの人権をどうまもるのか（'21）	生活と福祉コース（専門科目）
		福祉心理学（'21）	心理と教育コース（専門科目）
		障害者・障害児心理学（'21）	心理と教育コース（専門科目）
		社会福祉－新しい地平を拓く（'22）	生活と福祉コース（導入科目）
		地域福祉の課題と展望（'22）	生活と福祉コース（専門科目）
		社会福祉実践とは何か（'22）	生活と福祉コース（専門科目）
		社会政策の国際動向と日本の位置（'23）	生活と福祉コース（専門科目）
		高齢期を支える（'23）	生活と福祉コース（専門科目）
		地域生活を支える社会福祉と法（'24）	生活と福祉コース（総合科目）
		障害者の自立と制度（'24）	生活と福祉コース（専門科目）
		特別支援教育総論（'25）	心理と教育コース（専門科目）
		少子化時代の子育て一法と政策（'25）	基盤科目
		支える社会保障（'26）	生活と福祉コース（専門科目）
		◇医療情報科学に関する科目	

放送授業は1科目2単位です。オンライン授業は1科目1単位科目と2単位科目があります。赤字はオンライン授業科目です。

「専攻に係る単位以外の単位」（専攻外科目）はどんな科目を取ったらよいか？

放送大学で修得可能な「看護学」の対応科目にある「専門科目」、「関連科目」以外の科目（看護学、医学、保健学、社会福祉学、医療情報科学などに当てはまらない科目）から修得してください。（例：語学、上記関連科目以外の心理学に関する科目など）

放送大学に編入学して卒業を目指し 学士(看護学)または学士(保健衛生学)も取得する

**放送大学に3年次編入学し(生活と福祉コースがお勧めです)
同時に学士(看護学)または学士(保健衛生学)取得に向けて必要な単位も修得する場合**

放送大学に2年以上在学

放送大学に3年次編入学

(2年以上在学し62単位以上を修得する必要があります)

※編入学後2~3カ月後に既修得単位の認定通知が届きます。

認定された単位を含めて卒業に必要な要件を満たしながら単位を修得していきます。

学士(看護学)または学士(保健衛生学)取得に必要な科目も併せて修得

- ・放送大学卒業のために必要な単位を修得しながら、学士(看護学)または学士(保健衛生学)取得に必要な科目もあわせて修得します。
- ・3年次編入学した方は、放送大学を卒業するために2年以上の在学期間が必要です。学士(看護学)または学士(保健衛生学)取得のためには1年以上(第2区分)または2年以上(第1区分)にわたって科目を履修することが必要ですので、大学卒業を目指しながら学士(看護学)または学士(保健衛生学)取得のための期間も兼ねていることとなります。
- ・取得のための科目は以下のページをご確認ください。

【学士(看護学)】

本パンフレット8ページ

【学士(保健衛生学)】

「放送大学を利用して大学改革支援・学位授与機構で学士の学位取得をめざすために」
8~10ページ

放送大学を卒業後、学士(看護学)または学士(保健衛生学)取得のための申請をします

学士(看護学)または学位(保健衛生学)の申請

学位授与機構より申請する年度の「学位授与申請書類」(申請者ID、パスワード)を入手します。



学位授与機構のウェブサイトから、電子申請システムにログイン、データを入力し、作成した学修成果(レポート)をアップロードし申請します。



申請に必要な証明書類等(「学位授与申請書類」参照)を用意し、学位授与機構に申請期間内に郵送します。(申請は4月期、10月期の年2回)

試験：小論文(90分)

審査(①修得単位の審査 ②学修成果・試験の審査)

審査に合格すると、学士(看護学)または学士(保健衛生学)の学位取得

学士（保健衛生学）を取得する「検査技術科学」「放射線技術科学」

学士(保健衛生学)の取得を目指す方は、こちらの表を使用しましょう。

準備する

出身校から **I. 単位修得証明書**、
学位授与機構から **II. 「新しい学士への途」** を入手します。

やってみる

- ①入手した **I. 単位修得証明書** に記載してある全ての単位を専門科目(A群)、専門科目(B群)、関連科目、専攻外科目の単位に分類します。
その際、**II. 「新しい学士への途」** の該当する専攻分野の専門科目の例を参考にしてご自分で判断し分類してください。
- ②下記の表の基礎資格を有する者に該当する学校の修得単位(の欄) に分類した単位数を入れます。
- ③次に下記の表の放送大学積み上げ単位(, , の欄) には、今後放送大学で修得する単位数を入れます。
専攻区分別の放送大学対応授業科目は「[放送大学を利用して大学改革支援・学位授与機構で学士の学位取得をめざすために](#)」パンフレットをご覧ください。

また、こちらのパンフレットも合わせて、
ご参照ください。

資格取得
「[放送大学を利用して大学改革支援・学位授与機構で学士の学位取得をめざすために](#)」



「検査技術科学」

- 【第1区分】** 短期大学、専修学校専門課程、高等学校等専攻科等（基礎資格を有する者に該当する学校）を卒業または修了後2年以上にわたって62単位以上を修得する。
- 【第2区分】** 短期大学、専修学校専門課程等（基礎資格を有する者に該当する学校）を卒業または修了後1年以上にわたって31単位以上を修得する。

	基礎資格を有する者に該当する学校の修得単位	放送大学積み上げ単位	学位申請条件	
			36単位以上	40単位以上(※1)
専門科目の単位 (A群)		(1単位以上)	36単位以上	40単位以上(※1)
専門科目の単位 (B群)				
関連科目の単位			4単位以上(※2)	
小計		専門科目の単位を含めて (31単位以上) ※第1区分の場合 (16単位以上) ※第2区分の場合	62単位以上	
専攻外科目の単位			4単位以上(※2)	
合計(うち外国語の単位)		(62単位以上) ※第1区分の場合 (31単位以上) ※第2区分の場合	124単位以上 (外国語1単位以上を必ず含む)	

合計で
24単位以上

- ※1 専門科目(40単位以上)
[A群](36単位以上)
○基礎・臨床医学に関する科目(実習科目を含む) ○基礎検査学に関する科目 ○臨床検査学に関する科目 ○臨床検査学に関する実習科目
(上記A群の4区分にわたること)
[B群]
○健康科学に関する科目 ○社会医学に関する科目 ○統計学・情報科学に関する科目
- ※2 関連科目(4単位以上)
◇専攻分野「保健衛生学」の他の専攻の区分の専門科目A群に区分される科目 ◇生命科学に関する科目 ◇理工学に関する科目
◇社会福祉・リハビリテーション論に関する科目

「放射線技術科学」

- 【第1区分】** 短期大学、専修学校専門課程、高等学校等専攻科等（基礎資格を有する者に該当する学校）を卒業または修了後2年以上にわたって62単位以上を修得する。
- 【第2区分】** 短期大学、専修学校専門課程等（基礎資格を有する者に該当する学校）を卒業または修了後1年以上にわたって31単位以上を修得する。

	基礎資格を有する者に該当する学校の修得単位	放送大学積み上げ単位	学位申請条件	
			36単位以上	40単位以上(※3)
専門科目の単位 (A群)		(1単位以上)	36単位以上	40単位以上(※3)
専門科目の単位 (B群)				
関連科目の単位			4単位以上(※4)	
小計		専門科目の単位を含めて (31単位以上) ※第1区分の場合 (16単位以上) ※第2区分の場合	62単位以上	
専攻外科目の単位			4単位以上(※4)	
合計(うち外国語の単位)		(62単位以上) ※第1区分の場合 (31単位以上) ※第2区分の場合	124単位以上 (外国語1単位以上を必ず含む)	

合計で
24単位以上

- ※3 専門科目(40単位以上)
[A群](36単位以上)
○放射線理工学に関する科目 ○放射線医学に関する科目 ○画像医学に関する科目 ○放射線・画像技術学に関する科目 ○放射線管理学に関する科目
○放射線技術科学に関する実習科目
(上記A群の区分のうちから「放射線理工学に関する科目」及び「放射線技術科学に関する実習科目」の区分を含み4区分以上にわたること)
[B群]
○理工学に関する科目(放射線技術科学分野の基礎となる理工学) ○基礎・臨床医学に関する科目 ○社会医学に関する科目
- ※4 関連科目(4単位以上)
◇専攻分野「保健衛生学」の他の専攻の区分の専門科目A群に区分される科目 ◇健康科学に関する科目 ◇人間発達・心理学に関する科目
◇統計学・情報科学に関する科目 ◇社会福祉・リハビリテーション論に関する科目

学士（保健衛生学）を取得する「理学療法学」「作業療法学」

学士(保健衛生学)の取得を目指す方は、こちらの表を使用しましょう。

準備する

出身校から **I. 単位修得証明書**、学位授与機構から **II. 「新しい学士への途」** を入手します。

やってみる

- ①入手した **I. 単位修得証明書** に記載してある全ての単位を専門科目 (A群)、専門科目 (B群)、専門科目 (C群)、関連科目、専攻外科目の単位に分類します。その際、**II. 「新しい学士への途」** の該当する専攻分野の専門科目の例を参考にしてご自分で判断し分類してください。
- ②下記の表の基礎資格を有する者に該当する学校の修得単位 (の欄) に分類した単位数を入れます。
- ③次に下記の表の放送大学積み上げ単位 (, , の欄) には、今後放送大学で修得する単位数を入れます。
専攻区分別の放送大学対応授業科目は「**放送大学を利用して大学改革支援・学位授与機構で学士の学位取得をめざすために**」パンフレットをご覧ください。

また、こちらのパンフレットも合わせて、ご参照ください。

資格取得

「**放送大学を利用して大学改革支援・学位授与機構で学士の学位取得をめざすために**」



「理学療法学」

【第1区分】 短期大学、専修学校専門課程、高等学校等専攻科等 (基礎資格を有する者に該当する学校) を卒業または修了後2年以上にわたって62単位以上を修得する。

【第2区分】 短期大学、専修学校専門課程等 (基礎資格を有する者に該当する学校) を卒業または修了後1年以上にわたって31単位以上を修得する。

	基礎資格を有する者に該当する学校の修得単位	放送大学積み上げ単位	学位申請条件	
専門科目の単位 (A群)		(1単位以上)	36単位以上	40単位以上 (※1)
専門科目の単位 (B群)				
専門科目の単位 (C群)				
関連科目の単位			4単位以上 (※2)	
小計		専門科目の単位を含めて (31単位以上) ※第1区分の場合 (16単位以上) ※第2区分の場合	62単位以上	
専攻外科目の単位			← 合計で 24単位以上	
合計 (うち外国語の単位)		(62単位以上) ※第1区分の場合 (31単位以上) ※第2区分の場合	124単位以上 (外国語1単位以上を必ず含む)	

※1 専門科目 (40単位以上)

[A群 (理学療法学に関する科目)] (36単位以上)

○基礎・研究理学療法学に関する科目 ○心身機能診断学に関する科目 ○臨床理学療法学に関する科目 ○物理療法学に関する科目
○日常生活活動学に関する科目 ○理学療法学に関する臨床実習科目

(上記A群の区分のうち「基礎・研究理学療法学に関する科目」及び「理学療法学に関する臨床実習科目」の区分を含み5区分以上にわたること)

[B群]

○作業療法学に関する科目 (「新しい学士への途」整理番号36の「作業療法学」のA群に区分される科目)

[C群]

○基礎・臨床医学に関する科目 ○社会福祉・リハビリテーション論に関する科目 ○健康科学に関する科目

※2 関連科目 (4単位以上)

◇専攻分野「保健衛生学」の他の専攻の区分の専門科目A群に区分される科目 ◇人間発達・心理学に関する科目 ◇統計学・情報科学に関する科目

「作業療法学」

【第1区分】 短期大学、専修学校専門課程、高等学校等専攻科等 (基礎資格を有する者に該当する学校) を卒業または修了後2年以上にわたって62単位以上を修得する。

【第2区分】 短期大学、専修学校専門課程等 (基礎資格を有する者に該当する学校) を卒業または修了後1年以上にわたって31単位以上を修得する。

	基礎資格を有する者に該当する学校の修得単位	放送大学積み上げ単位	学位申請条件	
専門科目の単位 (A群)		(1単位以上)	36単位以上	40単位以上 (※3)
専門科目の単位 (B群)				
専門科目の単位 (C群)				
関連科目の単位			4単位以上 (※4)	
小計		専門科目の単位を含めて (31単位以上) ※第1区分の場合 (16単位以上) ※第2区分の場合	62単位以上	
専攻外科目の単位			← 合計で 24単位以上	
合計 (うち外国語の単位)		(62単位以上) ※第1区分の場合 (31単位以上) ※第2区分の場合	124単位以上 (外国語1単位以上を必ず含む)	

※3 専門科目 (40単位以上)

[A群 (作業療法学に関する科目)] (36単位以上)

○作業療法概論に関する科目 ○作業治療学に関する科目 ○心身機能評価学に関する科目 ○臨床作業療法学に関する科目
○日常生活活動・職能指導に関する科目 ○作業療法学に関する臨床実習科目

(上記A群の区分のうち「作業療法概論に関する科目」及び「作業療法学に関する臨床実習科目」の区分を含み5区分以上にわたること)

[B群]

○理学療法学に関する科目 (「新しい学士への途」整理番号35の「理学療法学」のA群に区分される科目)

[C群]

○基礎・臨床医学に関する科目 ○社会福祉・リハビリテーション論に関する科目 ○健康科学に関する科目

※4 関連科目 (4単位以上)

◇専攻分野「保健衛生学」の他の専攻の区分の専門科目A群に区分される科目 ◇人間発達・心理学に関する科目 ◇統計学・情報科学に関する科目

注意事項

放送大学卒業前に学位授与機構に申請する場合

放送大学に3年次編入学した方で第2区分に該当する方は、1年以上放送大学に在籍した時点で、申請に必要な31単位以上を修得してしまっている場合もあります。

先に学位授与機構に学位の申請をしたい場合は、一旦放送大学を退学する必要があります。学位授与機構を利用した学士の学位取得後に放送大学に再入学していただき、引き続き放送大学卒業を目指して残りの在学期間、単位の修得することで放送大学卒業、学士(教養)取得となります。

(第1区分の場合も、先に学位授与機構に申請する場合は、一旦退学する必要があります)

学士(看護学)または学士(保健衛生学)のみを取得する場合の学生種

学位授与機構を利用して学士(看護学)または学士(保健衛生学)を取得したい方が放送大学で単位を修得する場合、学生の種類は全科履修生、選科履修生、科目履修生のどれでもかまいません。

ただし、全科履修生で在学期間がまだ残っている場合は、申請する際には一旦退学する必要があります。

学位授与機構に申請可能な単位

学位授与機構に申請可能な大学の単位は「基礎資格」となる短期大学や専修学校専門課程、一定の要件を満たす高等学校等専攻科等を卒業(修了)した後に修得した大学等の単位を指します。「基礎資格」を得る前に大学を卒業、または大学の学部学生として2年以上在学し62単位以上を修得した方は「第3区分」に該当することがあります。その場合は学位授与機構に確認することをおすすめします。

学修成果(レポート)の作成

学位授与機構の学位授与制度を利用して学士の学位を取得するためには、大学等において所定の単位を修得するとともに、「学修成果」と呼ばれるレポート等を作成することが必要です。学位授与機構では、学士の学位取得を希望する者の学力が、学士の水準に達しているか否かを審査するための資料として「学修成果」の提出を求めています。(学位授与機構「新しい学士への途」)

学修成果はレポートの形式で申請するにあたって求められる内容、作成上の注意点がありますので「新しい学士への途」を十分にご確認ください。

学修成果の作成について放送大学での指導は行っておりません。ご不明な点については、学位授与機構にお問い合わせください。しかし、放送大学で「卒業研究」を履修することで、学位授与申請に提出が必要な「学修成果」作成に役に立ったという経験談があります。「卒業研究」を履修するには全科履修生として入学する必要があります。履修申請には条件がありますのでご注意ください。「卒業研究履修の手引」を全国の学習センターにて入手ください。

レポートを書いた経験がない方は、「日本語リテラシー(’26)」や「日本語アカデミックライティング(’22)」などの授業科目を学ばれると参考になります。こちらは「専攻に係る単位以外の単位」(専攻外科目)になります。

「基礎資格を有する者」に 該当しなかった場合

出身の専門学校等に確認の結果、基礎資格を有する者に該当しなかった方は、学位授与機構を利用して学士（看護学）や学士（保健衛生学）を取得することができません。

その場合でも、**放送大学を卒業することで取得できる学士（教養）**を目指すことは可能です。

放送大学に4年以上在学

①全科履修生として入学

高等学校卒業などの入学資格が必要です。（中学校卒業または高等学校中退等の方は放送大学で一定要件を満たして16単位以上を修得すれば入学することができます）

看護学や福祉を学びたい方は「生活と福祉」、認定心理士の資格取得を目指す方は「心理と教育」などのコースがお勧めです。

②4年以上在学し124単位以上を修得

最短の4年間で124単位を修得するには、1学期（6カ月）で15～16単位の修得が目安です。初回は履修科目を少なめにし、ご自分のペースを考慮して学習することをおすすめします。最長10年まで在学することができますが、もし10年で卒業要件が満たせなくても、再入学をすることでこれまで修得した単位もそのまま、引き続き卒業を目指すことができます。

③放送大学を卒業・学士（教養）を取得

放送大学を卒業すると学士（教養）の学位を授与されます。履歴書には放送大学教養学部教養学科〇〇コース卒業と記入することができます。

※これまで放送大学で修得した単位も卒業に必要な単位として認められます。

例えば、看護師学校養成所2年課程（通信制）などで放送大学の科目を履修された方は、放送大学で修得した単位を卒業要件の単位として算入することができます。（一部認められない科目もありますので確認が必要です）

放送大学教養学部卒業 学士（教養）取得



放送大学大学院などの大学院への進学

（放送大学大学院〔修士全科生〕は入学者選考試験があります）

詳しい内容についてお知りになりたい方は、お近くの学習センター・サテライトスペース、または放送大学本部（TEL 043-276-5111 総合受付）までご連絡ください。



放送大学
イメージキャラクター
「まなびー」



放送大学
ウェブサイト
www.ouj.ac.jp



看護師・准看護師のあなたへ
放送大学で
スキルアップを目指す
www.ouj.ac.jp/lp/lp_kango



放送大学

〒261-8586 千葉県美浜区若葉 2-11
TEL : 043-276-5111 (総合受付)